



RI. 第2620地区 静岡第2分区  
三島西ロータリークラブ

# 週報

第1793号

事務所 静岡県三島市中央町4番9号 2F  
TEL (055) 976-6351 FAX 976-6352  
例会場 静岡県三島市本町14-31 みしまプラザホテル  
TEL (055) 972-2122  
会長 矢野 敏夫 幹事 西本 和夫



広重版画より 三島 朝霧

## 第1855回例会

2010.9.16雨

### 司 会

石井良衛君

### ロータリーソング

「日も風も星も」  
指揮 佐々木雅浩君

### 会長挨拶

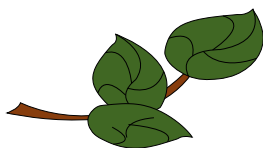
副会長 米山 寛君

皆さん今日は。暑い日が続いておりましたが、昨日今日は急に涼しくなりました。又、朝晩の気候は確実に秋が近付いていると感じられるようになりました。弊社でも既に鍋関連の商品の出荷が始まっております。

一昨日は民主党の総裁選が行われ、マスコミの予想以上の大差で菅総理が再選されました。景気対策、円高対策が早急に採られることを期待したい所です。弊社は主原料を輸入に頼っている関係上、円高はプラスですが我国の経済を考えると喜んでばかりいられない状況だと感じております。

景気の急浮上が期待できない現在、自社で出来る改革・改善に取り組み5S活動にも積極的に取り組んでいる所です。

皆さんの会社のご隆盛と皆さんのご健勝をご祈念して、ご挨拶の結びと致します。



### “こんにちは、ようこそ”

ビジター 砂田嘉正君(沼津RC)  
紀平幸一君(伊豆中央RC)

### 出席報告

	出席総数	出席率	メークアップ	修出席率
前々回	48/53	90.57%	50/53	94.34%
今回	45/54	83.33%	会員総数	55名

欠席者 飯田君、石井(彰)君、亥角君、北澤君、  
鈴木(正二)君、須田君、諏訪部(照)君、花房君、  
室伏君

### おめでとう

入会記念日 矢岸君

### 幹事報告

幹事 西本和夫君

① 11月14日の地区大会に参加希望者は本日中に西本まで連絡ください。

2010～2011年度  
国際ロータリー会長  
レイ・クリンギンスミス

地域を育み、大陸をつなぐ

## スマイルボックス

- ◆米山君、さる9月9日、日本食糧新聞社制定の第14回業務用食品ヒット賞授与式が東京のホテルで開催されました。その席で、当社のわさびドレッシングが他社12社と共に表彰され、表彰状と盾を頂いてまいりました。
- ◆佐野君、本日卓話です。皆様、昼寝しててください。
- ◆橋本君、バッジ忘れました。ごめんなさい。
- ◆千葉君、本日早退です。ごめんなさい！
- ◆勝間田君、早退致します。

### 委員会報告

#### 奉仕プロジェクト委員会

##### 見晴フェスティバルについて

- ①例会時間 10月3日(日) 例会点鐘9:45  
例会場所 見晴学園食堂(円形建物1F)  
※9:20より富士見食堂駐車場から例会場所へ送迎を行います。
- ②フェスティバル 10:10~14:30頃  
模擬店9:30~準備開始(準備班は矢岸邸に9:00集合)  
※当日は飲み物は用意しますが、弁当の用意は致しませんのでご承知おきください。配布される食券にて適宜昼食を交代でお取り頂きます。
- ③模擬店の前日準備  
14:00~16:00(矢岸邸)  
※参加者はメイクアップ扱いとなります。  
可能な限り道具(包丁、皮むき、まな板等)を持参願います。

### 卓話

#### 相続が争続にならないために

##### 佐野宏三君

相続争いは何億円もの財産を持つ資産家が亡くなった時の話というイメージがあるが、最近は遺産額5千万円以下での争いが増えている。とくに1千万円以下での調停が年間2000件を超えています。統計によると平成20年の死亡者は約110万人、その4.4%にあたる4万8千人が相続税の課税対象と

なる財産を残して亡くなった。家庭裁判所に持ち込まれる相続の相談件数は約16万件、課税対象者となる数をはるかに超えています。遺産分割の調停申し立て件数が1万3千件、そのうちの7割が5千万円以下の遺産をめぐって相続人が骨肉のあそいをしている。バブル崩壊以降の経済の低迷、リーマンショックから立ち直ることができず、リストラ等で職を失う人が増えていることや、価値観の違い、家族の絆が希薄になっていることなどで、近年たとえわずかのお金でも手にしたいという相続人の思いがよくなってきています。親が死ぬと兄弟仲が悪くなる例を聞いたことがあるとおもいますが、いざ争いが起きると、元の兄弟姉妹関係に戻ることや、親の法事にも集まることもなくなり、「兄弟は他人の始まり」になるケースは少なくありません。争族対策としては、遺言書の活用が最も効果があり、次のケースの場合においては特に遺言書が必要とされることが考えられます。

- ①☑夫婦間に子供がない場合
- ②☑再婚をして先妻と後妻に子供がある場合
- ③☑兄弟姉妹の仲が悪い場合
- ④☑事業を特定の者に承継させたい場合
- ⑤☑相続人でない人に財産をあげたい場合

遺言書には、いくつもの種類がありますが、実際は「自筆証書遺言」「公正証書遺言」の遺言書がほとんどです。自筆証書遺言は、遺言者がその全文、日付け、氏名を自書しこれに押印する形式をとる遺言書のことです。この自筆証書遺言は、最も簡単に、且つ無料で作成することができます。しかし、素人の方がこの自筆証書遺言を書くとその内容が不明確であり、場合によっては法律上無効となるおそれもあります。さらに、相続人や第三者がその遺言書を破棄したり隠匿してしまったりして、結局その遺言書は遺言者の亡くなった後日の目をみないおそれもあります。

公正証書遺言は、証人2人の立会いのもとに公証人が遺言者の口述を筆記して作成する遺言書のことです。この公正証書遺言の作成には、公正証書作成手数料等の費用がかかりますが、その遺言書の内容については法律上万全且つ明確なものであり、遺言者の死後において効力を生ずる遺言書としては、最も安全且つ確実なものであります。さらに、この公正証書遺言は公証役場にその原本が保管されていることからその存在が一番確実なものであり、家庭裁判所における検認手続も不要です。備えあれば憂いなし。

(週報担当：柳田英雄)